

日 絹 月 報

令和元年9月号 第510号

発行：一般社団法人日本絹人織織物工業会
日本絹人織織物工業組合連合会
Tel 03-3262-4101
URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

本号の主なニュース

1. 令和元年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針について
2. 令和2年度概算要求・税制改正要望について

◇ 令和元年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針について ◇

～特定補助金等の中小企業・小規模事業者等向け支出目標額は460億円～

令和元年9月10日
経 済 産 業 省
中 小 企 業 庁

「中小企業等経営強化法」に基づく中小企業技術革新制度における「令和元年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等※の交付の方針」を閣議決定しました。

※「特定補助金等」とは、国や独立行政法人等の研究開発予算のうち、中小企業・小規模事業者等が研究開発及びその成果を利用した事業活動に活用できるものとして国が指定した補助金・委託費等のことです。

1. 制度の概要


中小企業・小規模事業者等に対する研究開発予算の支出拡大及び研究開発成果の事業化支援のため、「中小企業等経営強化法」に基づき、以下の内容を、平成11年度から毎年度「中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針（以下「特定補助金等の交付の方針」という。）」として閣議決定しています。

1. 国等の研究開発予算の中小企業・小規模事業者等向け支出目標額
2. 中小企業・小規模事業者等が特定補助金等を活用して開発した成果の事業化に向けた支援措置等


2. 令和元年度「特定補助金等の交付の方針」のポイント(新規・拡充項目)

1. 関係省庁の協力を得て、国等の研究開発予算における中小企業・小規模事業者等向け支出目標額を、過去最高であった昨年度と同額の460億円とします。
2. 特定補助金等の交付を受けた中小企業者等への公共調達に関する情報発信の強化等の取組を関係省庁で推進します。

関連資料

- [令和元年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針 \(PDF 形式 : 259KB\)](#) 

関連リンク

- [技術開発を支援する！SBIR \(J-Net 2 1\)](#) 

担当

中小企業庁経営支援部技術・経営革新課長 吉野

担当者：南崎、辻、永山

電話：03-3501-1511（内線 5351～5355）

03-3501-1816（直通）

03-3501-7170（FAX）

◇ 令和2年度概算要求・税制改正要望について ◇

（生活製品課関連）

令和元年9月
経済産業省
製造産業局生活製品課

令和2年度概算要求のうち、生活製品課関連産業も活用できる、主な業種横断的施策は、以下のとおり。※（ ）内の額は令和元年度予算額

1. 事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進

（1）事業承継・世代交代集中支援事業

50億円（新規）

- ・ 地域経済を揺るがしかねない事業承継問題を解決するため、今後10年程度を事業承継の集中実施期間として位置付け、事業承継のニーズ掘り起こしのため、各都道府県に構築された事業承継ネットワークをベースとしながら、地域密着型で専門家派遣などの個者支援を行う「プッシュ型事業承継支援」の更なる強化を図ります。

- ・また、事業承継後に行う設備投資等の新たな取組や生産性向上を目指す取組を支援するとともに、後継者不在の中小企業の円滑な後継者確保・育成を後押しします。

(2) 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業

82.0億円(59.0億円)

①経営安定関連保証等対策費補助事業

信用保証協会が、金融機関による中小企業者向け融資に対して保証を行い、その後債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填します。これにより、自然災害等の突発的事象によって経営に支障が生じている中小企業者等に対し、信用保証を通じた資金繰りの円滑化を図ります。

また、事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設し、本補助事業の対象とすることで一層の事業承継を促します。

②信用保証協会による経営支援対策費補助事業

中小企業者に対し、信用保証協会が地域金融機関と連携して経営支援を実施し、経営支援と一体となった資金繰り支援を行います。

③中小企業・小規模事業者経営力強化保証事業

認定支援機関による事業計画や期中フォローアップ等の経営支援を前提に、信用保証協会の保証料を減免することで、中小企業者の経営力の強化の取組を支援します。

(3) 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業

85億円(70.1億円)

- ・各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生に向けた支援及び円滑な債務整理に向けた支援を行います。また、「事業引継ぎ支援センター」において事業引継ぎに向けた支援を行います。

(再生支援等)

事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を行います。また、事業再生に窮する中小企業者等に対して、個人保証債務の整理に係る弁済計画の策定や債権者調整等の支援を実施します。

(事業引継ぎ支援)

後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業引継ぎの促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行います。また、令和元年度に全国拡大する「後継者人材バンク」を活用し、後継者不在事業者と創業希望者とのマッチング支援を強化します。

(4) 事業承継時の経営者保証解除に向けた専門家による支援事業費

15億円(新規)

- ・中小企業・小規模事業者の事業承継にあたって、後継者が経営者保証を理由に躊躇することなく円滑に事業承継を進める観点から、事業承継時における現経営者、後継者の経営者保証の取扱いについて、専門家が関与する形で、事業者と金融機関の間で、経営者保証の解除に向けた支援を行います。
- ・事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者が経営者保証の解除を希望する場合、都道府県単位で配置する審査担当の専門家が経営者保証ガイドラインの要件を確認するための必要書類の整備について確認するとともに、必要に応じてガイドラインの要件充足に向けた改善計画の策定・実行をします。更に事業者と金融機関の交渉を支援します。

(5) 第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

新設

- ・近年、後継者が不在であること等を背景に、黒字企業を含めた企業の休廃業・解散件数が増加傾向にあり、現状を放置すれば価値のある企業や技術、ノウハウ等が失われる可能性がある。
- ・後継者不在の中小企業の事業承継を後押しすべく、株式・事業の譲渡やM&Aを通じた親族以外の第三者による事業承継を促進するための税制措置を講ずる。

(6) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等(エンジェル税制) (所得税、個人住民税)

拡充

- ・日本での開業率の引上げが急務である中、低金利下における個人の現預金を、今後の成長が見込めるベンチャー企業への投資に結びつけ、民間どうしの資金循環を促進することが重要。
- ・シード・アーリー期の創業間もないベンチャー企業に必要なリスクマネーを供給できるよう制度を見直すとともに、前回改正から11年が経過するエンジェル税制について、時代の変化に対応した所要の見直しを行う。

2. 生産性向上・デジタル化・働き方改革

(1) ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費

69.9億円(50.0億円)

- ・「コネクテッド・インダストリーズ」の取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。

- ・また、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受け、連携して事業を行う中小企業・小規模事業者等による設備投資等を支援します。
- ・加えて、幹事企業や地方公共団体が主導し、中小企業・小規模事業者等を束ねて面的に生産性向上を推進する取組を支援します。

(2) 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

20.0億円(10.1億円)

- ・小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。
- ・一方、小規模事業者は、人口減少やグローバル化など、地域経済の構造変化の影響を大きく受けており、既存の顧客・商圏を超えた販路開拓や生産性向上に向けた取組を通じ、「生産性革命」を実現するとともに、足下で喫緊の課題となっている事業承継、働き方改革・人材不足などへの対応を図ることが必要です。
- ・そのため、小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援します。
- ・また、市町村が商工会・商工会議所等と連携して行う小規模事業者の事業継続力強化に資する取組(災害リスクの評価、発災時の被害確認体制の整備等)を支援します。

(3) 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

595.3億円(551.8億円)

※()内のうち臨時・特別の措置120.4億円

- ・工場・事業場住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進します。
- ①工場等における電化等のための省エネルギー設備への入替支援
対象設備を限定しない「工場・事業場単位」および申請手続き簡易な「設備単位」での支援を行います。また、複数事業者が連携した省エネ取組等の高度な省エネ取組を重点的に支援します。
- ②ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH：ゼッチ)の実証支援
ZEHを拡張した再エネ自家消費モデルの導入や、超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等、コミュニティ内の連携等による新たなZEHモデルを支援します。
- ③ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB：ゼブ)の実証支援
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物(新築：1万㎡以上、既築：2千㎡以上)について、先進的な技術の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ります。

④次世代省エネ建材の実証支援

既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援します。

(4) 中小企業等に対する省エネルギー診断事業補助金

10.7億円(10.7億円)

- ・省エネルギー診断や省エネ相談地域プラットフォームの構築など、中小企業等の省エネを促進するための支援を行います。

①省エネ診断事業・情報提供事業

中小企業等に対して省エネ診断を無料で実施し、診断で得られた事例を様々な媒体を通じて横展開するとともに、自治体や民間団体等が実施する省エネセミナーに講師を無料で派遣します。

②地域の省エネ取組支援事業

省エネやCO2削減に係る相談に対応できる支援拠点を全国に構築する(省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業)とともに、地域の省エネ相談に係る窓口や支援施策などをポータルサイトに公開し(地域の省エネ推進情報提供事業)、地域における省エネ支援の充実化を図ります。

(5) 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業補助金

16.0億円(15.0億円)

- ・省エネ設備の新規導入や増設、省エネ取組のモデルケースとなりうる事業等に対して支援を行い、資金調達が障壁になり二の足を踏んでいる事業者の省エネ投資を促進します。
- ・具体的には新設事業所における省エネ設備の新設や、既設事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、さらにはエネルギーマネジメントシステム導入によるソフト面での省エネ取組に際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対して利子補給を行います。

3. 地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大

(1) 地域未来投資促進事業費

158.0億円(158.6億円)

- ・地域経済を活性化するためには、地域経済を牽引する地域中核企業等を重点的に支援し、イノベーションによる新事業展開(地域未来投資)を促進することが重要です。

- ・このため、地域における継続的なイノベーション創出に向けた総合的な支援体制を強化するとともに、新事業のためのノウハウ獲得、事業体制の整備、事業化戦略の策定、ものづくり・サービスの開発、事業化・市場獲得まで、一体的に支援していきます。

(2) JAPAN ブランド育成支援等事業

21.0億円(新規)

- ・人口減少等により内需が弱い中、中小企業が海外需要を獲得し付加価値を高めていくことがより重要となっています。海外展開等を進める上では、市場ニーズに合致した商品・サービスを開発し、磨き上げた上で販路開拓に繋げていくことが不可欠です。
- ・このため、本事業では、中小企業者等が行う、市場ニーズに対応した新商品・サービス開発やブランディング等の取組に対して補助を行います。
- ・その際、EC やクラウドファンディング、地域商社による輸出支援など、販路開拓の手法が多様化しつつあることを踏まえ、新たな販路開拓のノウハウを持つ支援事業者と連携した取組を重点的に支援します。
- ・また、中小企業単独では海外ニーズ情報を広く収集することは困難なことから、海外バイヤー等のニーズを集約・翻訳し、国内事業者へ提供・あっせんするマッチングスキームを新たに構築します。

(3) 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業

10.0億円(新規)

- ・人口減少・価値観の多様化が進む中、自治体等の対応すべき課題の種類は増加しているが、マンパワーの問題もあり、公共での対応力は低下。また、企業数が減少を続け、開業率も伸び悩む中、地域を支える次世代の企業の創出は各地域の共通課題。現状を放置すると、地域・社会課題の多くが解決困難な状態になって顕在化し、地域の存続危機に繋がる事象が今後続発する可能性が高い。
- ・「地域との共生」、「誰も取り残さない」等を重視する SDGs の取組が少しずつ浸透しており、民間プレイヤーが地域・社会課題の解決や創業支援に参画するケースも出始めている。地域内プレイヤーによる地域内課題解決・創業支援のみならず、地域外プレイヤーによる複数地域横断で課題解決・創業支援を促していく仕組みが必要。
- ・現状を踏まえ、様々な地域・社会課題の共通部分を抽出して束ねることにより、地域貢献と収益性との両立を目指す地域内外プレイヤーの参入を促し、複数地域の課題を同時並行的に解決に導くというアプローチを実証するため、モデルプロジェクトを実施。

(4) 現地進出支援強化事業

19.0億円(新規)

中小企業の海外展開の進展度合いに応じて、効果・効率的な支援策を国内外でシームレスに実施します。

- ・ TPP や日 EU・EPA の発効、並びに米中貿易摩擦等の表面化を受けて急激に高まる個別相談ニーズに対応するため、専門アドバイザーを拡充し、より質の高い情報提供を行います。
- ・ 出展効果が高い海外見本市に加えて、医療機器や航空機などフロンティア産業の海外見本市への出展を拡充し、中小企業の更なる海外市場の獲得を後押しします。
- ・ 中小企業が抱える個別課題の解決等を目的とした「海外展開支援プラットフォーム事業」において、各業界の豊富な知識や人脈を活かした商談アレンジや、事後にバイヤーのフォローを行うマッチングコーディネーターを拡充し、商談の質や幅を改善します。
- ・ 中小企業等の海外展開に伴う内外の税制等について、セミナーやパンフレットの配布等を実施します。

(5) 技術協力活用型・新興国市場開拓事業

47.0億円(44.0億円)

- ・ 新興国の経済発展に貢献するため、日本企業の技術・ノウハウを活用した官民連携による技術協力に取り組みます。
- ・ また、本事業による技術協力を通じて、日本企業が新興国でビジネスを展開する上で課題となる現地人材の育成、事業環境の整備等を図ることで、日本企業の新興国市場への進出を後押しします。

(6) 中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業

5.0億円(新規)

- ・ 近年、中堅・中小企業による輸出額は増加しているものの、日本の中小企業で輸出をしている企業の割合は、他の先進国に比べて低い(独25%、英20%、仏10%、日5%)状況です。
- ・ 中堅・中小企業が自ら海外で販路開拓するにあたっては、販売先・提携先の確保、通関手続や決裁対応等の様々な課題があり、こうしたハードルを下げる取組が必要です。
- ・ さらに、世界規模での EC 市場の拡大など、中堅・中小企業の販路開拓を取り巻く環境の変化への対応が求められています。
- ・ 一方で、民間事業者間の連携による新たな輸出ビジネスモデルへの模索がなされているところです。

- ・こうした変化に対応するため、以下の取組を推進します。
 - ① 調査事業を通じた多様なビジネスモデルの検討、輸出戦略の形成・横展開。
 - ② 民間事業者による有望な取組への支援など新たな輸出ビジネスモデルの創出。
- ・これらの取組を通じて、輸出ビジネスにおける多様な課題へ対応するとともに、最終的には、中堅・中小企業の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築を目指します。

(7) グローバル・スタートアップ・エコシステム強化事業

19.3億円(8.0億円)

- ・ Society 5.0の実現のため、イノベーションの担い手であるスタートアップは重要な存在ですが、我が国発のユニコーン企業(創業10年未満で時価総額10億ドルを超える企業)は依然として少ない状況です。世界ではイノベーションの聖地といわれるシリコンバレーのみならず、「フレンチ・テック」を旗印に世界各国に進出するフランスや、イスラエル、中国深圳など、各国・各地域間でのスタートアップ・エコシステム競争が激化している状況です。
- ・ 今後、第4次産業革命の下で、我が国の国際競争力の向上のため、スタートアップ・エコシステム(グローバルにインパクトを生み出す起業家やスタートアップ、イノベーション企業が自律的、連続的に生み出される仕組み)を強化し、世界で勝てるスタートアップを次々と創出することが急務です。
- ・ 本事業では、「J-Startup」プログラムに参加する企業を含め、我が国スタートアップのニーズを的確に把握し、各フェーズに合った支援を行い、ユニコーン企業への成長を促進します。また、ユニコーン企業の創出に向け、グローバルに活躍できるイノベーターの育成やものづくりスタートアップ企業への量産化等支援を実施し、スタートアップ・エコシステムの基盤となるプレイヤー層を強化します。

※J-Startupプログラム：グローバルで活躍するスタートアップを官民で集中支援する取組。

(8) 研究開発型スタートアップ支援事業

40.0億円(17.2億円)

- ・ Society 5.0の実現に向け、イノベーションの担い手であるスタートアップ企業は重要な存在です。特に、研究開発型スタートアップは、スピード感を持った果敢な研究開発により技術的優位な立場を構築できるため、技術イノベーションの担い手として期待される存在で、その創出や成長のための環境整備が重要です。
- ・ しかしながら、研究開発に要する期間の長さ、資金調達の難しさ、成功ノウハウ蓄積の少なさなど、研究開発型スタートアップを取り巻く環境は依然として厳しく、自律的・連続的に創出・成長が繰り返される「エコシステム」の構築には未だ至っていません。

- ・このため、本事業では、将来的に J-startup (※) 対象企業に選出されるような、急成長の可能性を秘めた研究開発型スタートアップに対し、その事業段階に応じた支援を関係者のコミットを得ながら行うことにより、成功モデルの創出と関係者の定着を通じたエコシステムの構築を目指します。
- ・具体的には、新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) を通じ、成長性を秘めた研究開発型スタートアップに対して、支援人材、ベンチャーキャピタル、研究機関、事業会社等の協力を得ることを条件に、実用化開発等に係る費用等を支援します。

(9) 戦略的国際標準化加速事業

23.3 億円 (22.3 億円)

- ・第4次産業革命の時代を迎え、ルール形成を通じた市場開拓・拡大やイノベーションの成果を社会実装するために、標準化の戦略的な推進が極めて重要になっています。
- ・このため本事業では、モノやサービスをつなぐための異業種間連携等が必要な分野や、先端技術に関するルールの整備に必要な分野等について、アジア諸国等との共同研究や関連技術情報・実証データの収集、国際標準原案の開発・提案などの事業を実施します。国際標準化に必要な場合は、日本産業規格 (JIS) の開発を併せて実施します。
- ・また、国際標準を活用して市場優位性を確保できる体制の構築を目指して、国際標準化戦略に係る調査研究、国際標準化機関における政策・マネジメントへの適切な関与や海外標準化機関との標準化協力、標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供、次世代標準化人材 (国際標準化機関の国際幹事・議長候補等) の育成等を行います。

4. 経営の下支え、事業環境の整備

(1) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

53.5 億円 (47.8 億円)

- ・中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置します。
- ・全国各地の有望企業群が取り組むグローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等の経営課題に関するワンストップ相談窓口として、「グローバル・ネットワーク協議会 (GNCJ)」を設置します。
- ・特に高度・専門的な課題には、それに応じた専門家を派遣します。
- ・担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、融資の際に一定の要件を満たす場合には経営者の個人保証を求めないことや、個人保証債務の整理時の対応等を定めた「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及を行います。

(2) 日本政策金融公庫補給金

164.1億円(164.1億円)

- ・日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について、財政措置(以下3点)を行うことで、中小企業・小規模事業者の資金需要に的確に応え、同公庫の融資事業の円滑な実施を図ります。

①一般利差補給金

(特別利率による融資等における金利引下げ分の補填)

②中小企業金融円滑化利子補給金

(担保を徴しない場合の上乗せ金利引下げ分の補填)

③ 中小企業経営力強化資金融資事業補給金

(認定支援機関による指導及び助言を受け、新事業分野の開拓などを行う者に対する融資制度における金利引下げ分に補填(国民生活事業))

(3) 小規模事業者対策推進等事業

59.2億円(50.3億円)

- ・小規模事業者は、地域の需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。小規模事業者にとって身近な存在である商工会・商工会議所は、地域に根差した経営指導を行っており、事業者の振興において重要な役割を担っており、平成31年度から令和5年度までの5年間で以下取組を支援します。
- ・商工会・商工会議所が、「経営発達支援計画(小規模事業者支援法)」に基づき実施する小規模事業者への伴走型支援を推進します。
- ・全国商工会連合会、日本商工会議所が実施する商工会、商工会議所等と連携し、地域の産業の活性化、観光開発など、地域の経済活性化に向けた取組を支援します。
- ・働き方改革等、制度改正による諸課題に円滑に対応できるよう商工会・商工会議所等が、窓口相談や専門家を派遣します。

(4) 小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等)

42.5億円(42.5億円)

- ・中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき資金確保の面で極めて困難な立場に置かれています。
- ・こうした状況を踏まえ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が2,000万円を上限に無担保・無保証人・低利で融資を行います。

- ・また、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が7, 200万円を上限に低利で融資を行います。
- ・本予算は、制度の円滑な推進を図るため、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。

(5) 消費税転嫁状況監視・検査体制強化事業費

31. 2億円(32. 5億円)

- ・中小企業・小規模事業者等が消費税を円滑に転嫁できるよう、積極的に消費税転嫁対策特別措置法の違反行為等の情報収集及び調査を行います。そのために、時限的に転嫁対策調査官(転嫁Gメン)を措置し、監視・検査体制の強化を図ります。
- ・取引上の立場の弱い中小企業・小規模事業者は、取引先から転嫁拒否等の違反行為を受けている旨を自ら申し出にくいという実態があることから、悉皆的な書面調査を実施し、積極的な情報収集・取締りを行います。
- ・消費税転嫁対策特別措置法の違反行為を未然に防止するための特別講習会の開催、下請かけこみ寺の利用促進に係る広報等を実施します。また、消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査等を実施します。

(6) 中小企業取引対策事業

10. 3億円(9. 6億円)

- ・「未来志向型の取引慣行に向けて(世耕プラン)」で掲げた3つの重点課題(価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善)への対応のため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用、相談窓口の体制整備や取引条件改善状況調査等の実施や、価格交渉サポート等事業を実施します。これら事業を通じ、親事業者と下請事業者双方の取引適正化や付加価値向上、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ります。
- ・国、独立行政法人、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営等を通じて、官公需についての中小企業者の受注の機会の増大を図ります。

(7) 中小企業・小規模事業者人材対策事業

13. 8億円(13. 7億円)

- ・中小企業の経営課題に即した多様な形態の解決人材(兼業・副業、氷河期世代、女性、高齢者等)を確保するため、地域の経営支援機関等や人材支援機関等が連携した人材確保支援の仕組みの構築に向けた取組を支援します。

- ・加えて、中小企業における海外展開を担う人材や、中小生産・サービスの現場を支援する人材の育成を支援します。

(8) 製造業における外国人材受入れ支援事業

5. 0億円(1. 0億円)

- ・深刻な人手不足に対応するため、本年4月より、改正入管法に基づく「特定技能外国人」の受入れが開始されました。
- ・本制度の対象となる3分野(素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野)では、中小企業・小規模事業者の数も多く、外国人材の円滑な受入れやその技能水準確保にあたり、体制立上げに向けた支援が必要となっています。
- ・本事業を通じて、外国人材受入れに必要なノウハウを展開するため、相談窓口を運営し、セミナー・研修を開催します。また、本年3月に設置された「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の取組の一環として、地方への人材定着を図る観点から、地方における人材のマッチング支援の検討を行います。
- ・加えて、製造3分野に係る新たな試験問題を作成・翻訳するとともに、諸外国の関係機関と調整の上で海外で試験を実施します。

(9) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

延長

- ・従業員1, 000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却(全額損金算入)することが可能となる税制措置。
- ・引き続き、中小企業者等における①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図るため、本税制措置の延長が必要。

(10) 中小法人の交際費課税の特例

(法人税・法人住民税・事業税)

延長

- ・法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、中小法人については定額控除限度額(800万円)までの交際費等を全額損金算入することが可能となっている。
- ・販売促進手段に限られる中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費であり、定額控除限度額(800万円)までの全額損金算入を可能とする本税制措置の延長が必要。

(11) 消費税の申告期限の延長の特例の創設

(消費税・地方消費税)

新設

- ・本年4月以降、働き方改革関連法が順次施行されることに伴い、大企業においては本年から、中小企業においては来年以降、時間外労働の上限規制の導入等の措置がなされること。
- ・企業においては、非効率な業務プロセスの見直し等を行い、一層従業員の生産性を向上させる等の取組が求められるところ、企業の事務負担の軽減に資するよう、以下の通り消費税の申告期限の延長の特例を創設する。

◇ 「資金調達ナビ」最新の支援情報（全国版） ◇

中小機構では、J-Net 2 1スタッフが全国の省庁や都道府県庁、支援センターなどの公的機関のサイトに発表されているWEB情報を収集し、リンク情報として紹介しています。資金制度、募集中の資金情報を資金調達の目的、方法、都道府県別に検索できますので実施されている事業にあわせて情報を入手することが出来ます。

中小機構ホームページ <http://j-net21.smrj.go.jp/snavi/support>

(日絹ホームページからもリンクしていますので御利用下さい)

(公募中案件)

2019/09/02 掲載

公募：健康経営優良法人2020認定に向けた受付を開始しました（経済産業省）

健康経営優良法人2020の認定に向け、中小規模法人部門では申請の受付を8月30日に開始しました。申込受付期限は10月31日(木)です。申請方法等は詳細をご確認ください。

- ・実施期間：2019/08/30 - 2019/10/31

2019/08/26 掲載

第32回「中小企業優秀新技術・新製品賞」募集（りそな中小企業振興財団）

りそな中小企業振興財団は、中小企業の技術の振興を図り、我が国産業の発展に寄与することを目的に毎年1回優秀な新技術・新製品を表彰しています。「一般部門」「ソフトウェア部門」の2部門において、厳正な審査のうえ、中小企業庁長官賞、優秀賞、優良賞、奨励賞の各賞を贈賞し、副賞として最高100万円を贈呈しています。

- ・実施期間：2019/09/02 - 2019/11/29

2019/08/23 掲載

退職金制度：中小企業退職金共済制度（勤労者退職金共済機構）

企業の魅力づくり、仕事への意欲づくりに中退共制度（中小企業退職金共済制度）に加入しませんか？中退共制度をご利用になれば、安全・確実・有利で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。

・実施期間：2019/08/23 -

2019/08/23 掲載

クラウド導入のヒントは、「全国中小企業クラウド実践大賞」にあり！

（クラウド実践大賞実行委員会）

中小企業等がクラウドサービス利活用を実践し収益力向上・経営効率化した取り組みを「クラウド・イニシアティブ」として自己宣言し、この中からコンテストにより優れた取り組みに対して総務大臣賞、日本商工会議所会頭賞等を贈ります。9月下旬から、実践事例の自己宣言を受付、11月には、全国5会場での公開プレゼンテーションによるコンテストの開催し、来年1月(予定)には、5会場で選定された取組を集めた全国大会を開催します

2019/08/13 掲載

助成金：第2次 新技術開発助成 募集（市村清新技術財団）

広く科学技術に関する独創的な研究や新技術を開発し、これを実用化することによって我が国の産業・科学技術の新分野等を醸成開拓し、国民生活の向上に寄与することを目的としています。当財団の助成は「独創的な新技術の実用化」をねらいとしており、基本的技術の確認が終了し、実用化を目的にした開発試作を対象にしています。受付期間は10月1日(火)～10月20日(日)です。

・実施期間：2019/10/01 - 2019/10/20

2019/08/13 掲載

地方創生☆政策アイデアコンテスト2019（内閣府）

経済産業省と内閣官房が提供する「地域経済分析システム(RESAS(リーサス))」等を活用し、地域課題の分析を踏まえた、地域を元気にするような政策アイデアを募集します。募集部門は高校生・中学生以下の部、大学生以上一般の部、地方公共団体の部の3部門、応募受付期限は10月9日(水)です。地方審査、全国第一次審査を経て、12月14(土)にファイナリストのプレゼンテーションによる最終審査会が開催されます。

・実施期間：2019/07/16 - 2019/10/09

2019/08/08 掲載

公募：中小企業の情報セキュリティマネジメント指導業務（情報処理推進機構）

専門家の訪問指導により、中小企業の現場に応じたリスクの洗い出しからマネジメントに必要なセキュリティ基本方針や関連規定の策定に向けた支援を受ける中小企業を募集します。全国400社を対象に1社あたり4回派遣、参加費は無料、実施期間は9月末～12月(予定)です。

・実施期間：2019/08/08 -

2019/07/23 掲載

公募：第3回コンポジットハイウェイ・アワード～2019（中部経済産業局）

中堅・中小企業の炭素繊維複合材料（Carbon Fiber Reinforced Plastics:CFRP）に関する優れた技術・製品のうち、国内サプライチェーンの構築につながるものとして、ユーザー企業等からの評価が高い優れた技術・製品を表彰する「第3回コンポジットハイウェイ・アワード」の募集を開始します。応募期限は10月18日(金)です。

・実施期間：2019/07/22 - 2019/10/18

2019/07/12 掲載

公募：「キャリア教育アワード」・「キャリア教育推進連携表彰」（経済産業省）

子どもや若者たちに対して、仕事のやりがいや学校での学びと実社会とのつながりを伝える「キャリア教育」に取り組む企業等の活動を表彰する「キャリア教育アワード」と、教育関係者と地域・社会や産業界の関係者とが連携・協働して取り組むキャリア教育の先進事例を表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を公募します。応募受付締切は10月18日(金)です。

・実施期間：2019/07/01 - 2019/10/18

2019/07/11 掲載

助成金：時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）（厚生労働省）

勤務間インターバル(勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図ること)の導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。募集締切は11月15日(金)必着です。助成対象等については詳細を確認ください。

・実施期間：2019/04/02 - 2019/11/15

2019/07/08 掲載

公募：令和元年度「地域発！いいもの」に関する取組の募集（厚生労働省）

令和元年度の「地域発！いいもの」応援事業として、各地域で行われている「技能振興」や「技能者育成（人材育成）」などに役立つ、特色ある取組や制度を募集します。募集締切は11月15日(金)必着です。

・実施期間：2019/07/05 － 2019/11/15

2019/07/08 掲載

公募：グッドスキルマークの表示を希望する製品等の募集開始（厚生労働省）

令和元年度のグッドスキルマークの表示を希望する製品等の募集を開始しました。付加価値の高い製品等であることを、直接、国内外の消費者に対してアピールし、ものづくり日本の再興と熟練技能の継承を図ることを目的としています。募集は2期あり、上半期募集期限は8月23日(金)まで。下半期募集期間は10月1日(火)～12月5日(木)です。

・実施期間：2019/06/24 － 2019/12/05

2019/06/10 掲載

助成金：「時間外労働等改善助成金」時間外労働上限設定コース（厚生労働省）

働き方改革に取り組む上で、人材の確保が必要な中小企業事業主の皆様を支援する人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）が創設されました。このコースは、長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援するものです。本コースの支給を受けた事業主が、助成の対象事業主となります。事業実施期間中（交付決定の日から2020年2月22日(土)まで）に取組を実施してください。申込締切は11月29日(金)必着です。※時間外労働等改善助成金とは窓口が異なります。

・実施期間：－ 2019/11/29

2019/01/22 掲載

軽減税率対策補助金（中小企業庁）

消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むように支援する制度です。「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日（2016年3月29日）から2019年9月30日までに導入または改修等が完了したものが支援対象となります。また、A型およびB-2型の申請受付期限は2019年12月16日（事後申請）です。B-1型は2019年9月30日までに事業を完了することを前提に、2019年6月28日までに交付申請を行ってください。

・実施期間：－ 2019/12/16

動 向

9月19日 日本繊維産業連盟 「2030年あるべき繊維産業への提言」第1回会合

9月25日 当会 全日本帯地連盟 委員総会および交流会

- 9月26日 日本繊維産業連盟 第130回通商問題委員会
9月27日 当会 令和元年度第1回資産運用検討委員会
9月27日 当会 正副会長・正副理事長会議

会議予定

- ☆ 日本繊維産業連盟「2030年あるべき繊維産業への提言」第2回会合
10月17日(木) 14時～16時 於：繊維会館
- ☆ 全国中小企業共済財団 令和元年度加盟団体会議
10月18日(金) 14時30分～18時10分 於：アルカディア市ヶ谷
- ☆ ケケン試験認証センター 第2回理事会
10月24日(木) 14時～ 於：KKRホテル東京 11F
- ☆ 和装(きもの文化)ユネスコ登録推進・連絡協議会 第3回連絡協議会
10月25日(金) 10時～11時30分 於：京都経済センター4F 会議室4-F
- ☆ 当会 日絹工業会理事会・日絹連合会理事会
10月25日(金) 12時～14時 於：KKRホテル東京 11F 朱鷺の間

イベント

- ☆ 丹後織物総合展
10月 2日(水)～3日(木) 10時～18時
会 場：代官山 ヒルサイドテラス アネックスA棟
- ☆ 米沢テキスタイルコレクション2020AW
10月 2日(水) 10時～18時
3日(木) 10時～17時
会 場：東京交通会館3F グリーンルーム
- ☆ 国際ファッションワールド東京 2019秋
10月 2日(水)～4日(金) 10時～17時
会 場：東京ビッグサイト

☆ 桐生テキスタイルコレクション 2020

10月 3日(木) 10時 ~ 18時

4日(金) 10時 ~ 17時

会場：青山 TEPIA 3F

☆ 桐生服飾工芸展

10月 7日(月) ~ 12日(土) 11時 ~ 18時 (最終日17時まで)

会場：銀座 ぐんまちゃん家 多目的ホール

☆ 2019 桐生織物 “織姫展”

10月 8日(火) 10時 ~ 17時

9日(水) 9時 ~ 16時

会場：綿商会館4F

☆ 北陸ヤーンフェア2019

10月16日(水) 10時 ~ 17時

17日(木) 10時 ~ 16時

会場：福井県産業会館1号館展示場

☆ 2019丹後きものまつり in 天橋立

10月20日(日) 10時 ~ 15時30分

会場：京都府 宮津市 文珠地区 日本三景・天橋立周辺

丹後組合HP <https://www.tanko.or.jp/kimonomaturi/>

きものまつり facebook <https://www.facebook.com/tangokimonomaturi>

☆ 第23回みちのくよねざわの織の彩展・米沢織物 新作求評会 in Tokyo

10月21日(月) 12時 ~ 18時

22日(火) 9時 ~ 18時

23日(水) 9時 ~ 17時

会場：国際ファッションセンタービル 3F KFC Hall

☆ 米沢織物 新作求評会 in Kyoto

10月24日(木) 10時30分 ~ 18時

25日(金) 9時 ~ 15時

会場：京都市 京染会館 6F

☆ 2019 浜ちりめん白生地求評会

10月24日(木) 13時 ~ 17時

25日(金) 10時 ~ 17時

会 場：京都市 丸池藤井ビル3F

☆ The 37th JAPANTEX 2020

11月13日(水) ~ 15日(金) 10時 ~ 17時

会 場：東京ビッグサイト 南1・2ホール

☆ 第70回丹後織物求評会

11月14日(木) ~ 15日(金) 10時 ~ 17時 (最終日は16時まで)

会 場：京都市 丸池藤井ビル3F

☆ 第117回博多織求評会

11月14日(木) ~ 17日(日) 10時 ~ 17時 (最終日は15時まで)

会 場：萬松山 勅賜 承天禅寺

☆ JFW JAPAN CREATION 2020

11月19日(火) 10時 ~ 18時30分

20日(水) 10時 ~ 18時

会 場：東京国際フォーラム ホール E1

☆ Premium Textile Japan 2020 Autumn/Winter

11月19日(火) 10時 ~ 18時30分

20日(水) 10時 ~ 18時

会 場：東京国際フォーラム ホール E2

☆ IFFT interiorlifestyle living

11月20日(水) ~ 22日(金) 10時 ~ 18時 (最終日は17時まで)

会 場：東京ビッグサイト 南ホール

☆ 2020 桐生織物“織姫展”

12月 4日(水) 9時 ~ 17時

5日(木) 9時 ~ 15時

会 場：彩麗館(京都 丸池藤井ビル3F)